

令和7年度 第10回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和8年1月16日(金)午後2時00分～午後4時7分
- 2 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員(14名)、欠席委員(1名)

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	×	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等(5名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(2名)、農業振興課(1名)

- 4 議事録署名委員の指名 8番 廣瀬 正雄 9番 渡邊 丸美

5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 報告第18号 農地所有適格法人の要件審査について

6 議 事

- (1) 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (2) 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第57号 現況証明(非農地証明)について

事務局長（総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は 14 名。

豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が進行 ～

日程 1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程 2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、次の委員を指名。
8 番委員、9 番委員

日程 3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 18 号 農地所有適格法人の要件審査について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程 4

議 事

議 長 ◆議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課)

(資料に基づき説明)

議 長

提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

5 番委員

グリーンファームが貸借する土地に1年3ヶ月の期間のものがありますが、これはなぜですか。

議 長

提出者の説明を求めます。

(農業振興課)

対象農地は企業誘致が予定されている土地であります。貸借期間の最長までグリーンファームが借りたいと希望があり、1年3ヶ月となりました。

議 長

他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について」は「意見なし」として市に報告します。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、番号1番から5番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番と2番の案件を2番委員に、番号3番の案件を13番委員に、番号4番の案件を11番委員に、番号5番の案件を4番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告

2 番委員

審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

13 番委員

11 番委員

4 番委員

議 長

地区審査会の報告が終わりました。
議案第55号の5案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第55号の5案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第55号の5案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番と 2 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の案件を 12 番委員に、番号 2 番の案件を 8 番委員にお願いします。

12 番委員
8 番委員

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第 56 号の 2 案件についてこれより質疑を許可します。

6 番委員 番号 2 番の案件ですが、太陽光発電で地上権を 30 年間設定するということですが、30 年間の保守及び 30 年後の状況、ならびに、環境への影響が心配されますが、許可を出していいのか疑問に思います。

議 長 本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 契約書には、「地上権が存続期間の満了、その他の理由を問わず消滅する場合には、合意する日までに本土地を引き渡し時の現状に回復して明け渡すものとする」という契約内容になっております。また、農地法に照らし合わせて、許可基準を満たしている太陽光発電の申請を一律に規制するというのは、現時点では難しいと考えております。

2 番委員 県や国が太陽光発電の設置について方針を示していただきたいです。

8 番委員 耕作放棄地になり、周囲の人に迷惑をかけるよりはいいのではないかと思います。

議 長 所有者本人の意向があり、地域の方からの同意もとっておりますし、懸念点があるだけで不許可にするのは難しいのではないかと思います。

3 番委員 九州県内各所に太陽光発電を設置すると思いますが、豊後大野市に今後何件程度設置される予定か、また、他の県にはどの程度設置予定かを知りたいです。分からなければ、業者を呼んで説明会のようなものを開催していただきたいです。

議 長 本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 皆様からのご意見を踏まえ、業者に連絡し、説明会を開催できるように検討したいと思います。

議 長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 56 号の 2 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 56 号の 2 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

「議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 57 号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 4 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番と 2 番の案件を 12 番委員に、番号 3 番の案件を 10 番委員に、番号 4 番の案件を 11 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告

調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

12 番委員
10 番委員
11 番委員

議 長

地区審査会の報告が終わりました。議案第 51 号の 4 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 57 号の 4 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第 57 号の 4 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 57 号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

日程 5
その他

議 長

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局)

(次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議 長

本件について、ご意見はございませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和7年度第10回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録書名については、原本による。